

環境影響評価書案審査意見書

「大手町一丁目2地区開発事業」に係る環境影響評価書案(以下「影響評価書案」という。)について審査した結果、東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第57条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東 京 都 知 事
舛 添 要 一

記

第1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：三井物産株式会社
代表者：代表取締役社長 飯島 彰己
所在地：東京都千代田区大手町一丁目2番1号

名 称：三井不動産株式会社
代表者：代表取締役社長 菰田 正信
所在地：東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
- 対象事業の名称及び種類
名 称：大手町一丁目2地区開発事業
種 類：高層建築物の新築
- 対象事業の所在地
東京都千代田区大手町一丁目2番

第2 意見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大寄与濃度出現地点では、本事業による寄与率が高い上に環境基準も超えていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

【騒音・振動、史跡・文化財共通】

計画地南側敷地境界の将門塚付近では、工事開始20ヶ月目において、建設作業振動レベルが最大67dBと予測されていることから、将門塚に影響を与えないよう建設機械の稼働に伴う振動の低減に努めるとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

【騒音・振動】

計画地北側の区道においては、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音レベルの予測結果が環境基準を超えていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

【景観】

- 1 計画地及びその周辺は、東京都や千代田区の計画において、皇居の水や緑と調和した風格ある都市景観の形成が求められていることから、計画建築物の外壁の形状、材質や色彩等について可能な限り明らかにした上で予測・評価に反映させること。併せて、計画地西側に整備するとしている大規模なオープンスペース・緑地空間について、より具体的に記述すること。

2 敷地外周部に高木を主体とした植栽を行うことにより圧迫感の軽減を図っているが、植栽樹木の樹冠による圧迫感の軽減効果について適切なイメージ図を作成するとともに、さらなる圧迫感軽減のための方策について記述すること。

【史跡・文化財】

事業計画地内には周知されていない埋蔵文化財が存在する可能性が高いことから、地下構造物の解体工事等に当たっては、慎重に作業を行うこと。

また、未周知の埋蔵文化財が確認された場合には、それらの保存方法等について、地元教育委員会等関係機関の指示に従うこと。